

<2026年度版>

# ふくし

—高齢者福祉ガイド—



四街道市

# 目次

## 高齢者福祉

### 1. よりよい生活のために

(1) ケースワーカーによる相談	1
(2) 民生委員・児童委員	1
(3) 心配ごと相談・弁護士相談	1
(4) 地域包括支援センター	2
(5) 認知症相談	4
(6) 介護予防について	6
(7) 成年後見制度	6
(8) 成年後見人等への報酬費助成	7
(9) 避難行動要支援者避難支援体制整備事業	8
(10) ふくしの総合相談窓口	9

### 2. 在宅福祉サービス

(1) 緊急通報装置	10
(2) 福祉タクシー	10
(3) 介護用品	11
(4) 見守りシール	11

### 3. 施設入所を希望する方へ

(1) 養護老人ホーム	12
(2) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	12
(3) 特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）	13
(4) 介護老人保健施設	13
(5) 介護医療院	13
(6) 軽費老人ホーム	14

(7) グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	14
(8) 有料老人ホーム	15
(9) サービス付高齢者向け住宅（サ高住）	16

## 4. 高齢者の医療と健康

(1) 後期高齢者医療制度	17
(2) 訪問歯科診療	18
(3) 健康増進のために	18
(4) 予防接種（B類疾病定期接種）	19

## 5. 社会福祉協議会によるサービス

(1) 福祉カー・車いす	20
(2) にこにこサービス	22
(3) 老人福祉センター	23
(4) 生活福祉資金	24
(5) 日常生活自立支援事業	26
(6) 生活困窮者自立相談支援窓口 くらしサポートセンター『みらい』	27

## 6. その他関連分野について

(1) 家庭ごみの戸別収集	28
(2) 長寿のお祝い	28
(3) 四街道市シルバー人材センター	29
(4) 千葉県生涯大学校	29
(5) シニアクラブ	30
(6) 高齢者大学	30
(7) 国民保養センター 鹿島荘	30

# 1. よりよい生活のために

…困った時の相談窓口…

## (1) ケースワーカーによる相談

利用できる福祉サービスの紹介、他のサービス機関との連携等、問題解決のお手伝いをします。また、必要があれば、ご家庭を訪問します。

※高齢者支援課は、介護保険の相談・認定申請の窓口でもあります。

《問い合わせ先》

高齢者支援課

Tel 421-6128 Fax 424-2011

## (2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、常に住民の立場で相談に応じる「身近な相談相手」であるとともに、必要に応じて専門機関や福祉サービス等の情報提供を行います。

また、適切な機関等につなぐ「支援へのつなぎ役」となり、地域住民自らが課題を解決するための支援を行います。それぞれの委員が一定の地域を担当し、無償で地域福祉活動を行っています。

《問い合わせ先》

社会福祉課

Tel 421-6121 Fax 424-8931

## (3) 心配ごと相談・弁護士相談

ひとりで悩んでいませんか？悩みごとや困りごとの相談にも応じています。

費用は無料ですので、お気軽にご利用下さい。

《問い合わせ先》

四街道市社会福祉協議会

Tel 422-2945 Fax 422-2807

相談内容・場所	総合福祉センター	南部総合福祉センター (わろうべの里)
心配ごと相談	毎月第2水曜 13時～16時 (要電話予約)	
弁護士相談 (予約制) 事業に関する相談は除く	毎月第1・第3水曜 13時～16時 (要電話予約)	毎月第2水曜 13時～16時 (要電話予約)

※心配ごと相談予約方法

来月の予約は、相談日翌日から月末までに電話で受付

※弁護士相談予約方法

相談日の翌日朝9時から、次回分の予約を電話で受付  
(ご相談は、おひとり年3回までとさせていただきます。)

## (4) 地域包括支援センター

高齢者の皆さんが、住みなれた地域で自分らしい生活を続けていただけるよう「地域包括支援センター」を設置しています。

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、認知症地域支援推進員が連携し、高齢者やその家族への支援を行っています。

### 【総合相談支援事業】

◇地域包括支援センターでは、専門の職員が介護に関する相談、健康・福祉・医療に関すること、認知症に関することなど、高齢者の皆さんやご家族などからのご相談に対応します。

### 【総合事業・介護予防サービスに関するケアマネジメント業務】

◇高齢者の皆さんができる限り地域で自立した生活を送れるようにするため、介護予防のお手伝いをします。

◇基本チェックリストで事業対象者と認定された方、介護保険で要支援1・要支援2に認定された高齢者の皆さんの総合事業や介護予防サービス利用等のお手伝いをします。

### 【権利擁護事業】

◇お金の管理や契約に関することに不安がある、頼れる家族がない場合などには、成年後見制度が利用できます。この制度を必要とする方への支援をします。

◇高齢者への虐待の早期発見・対応に努め、必要に応じて、他の機関と連携して、高齢者の皆さんを守り、養護者（介護者）の支援も行います。

◇悪質な詐欺商法や消費者金融などの消費者被害の防止など、さまざまな権利に関する相談に対応します。

### 【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】

◇より暮らしやすい地域づくりのために、地域のケアマネジャーや医療機関を含め、さまざまな関係機関とのネットワーク作りを進めています。

市内には3つの地域包括支援センターがあります。お住まいの地区によって担当が異なります。

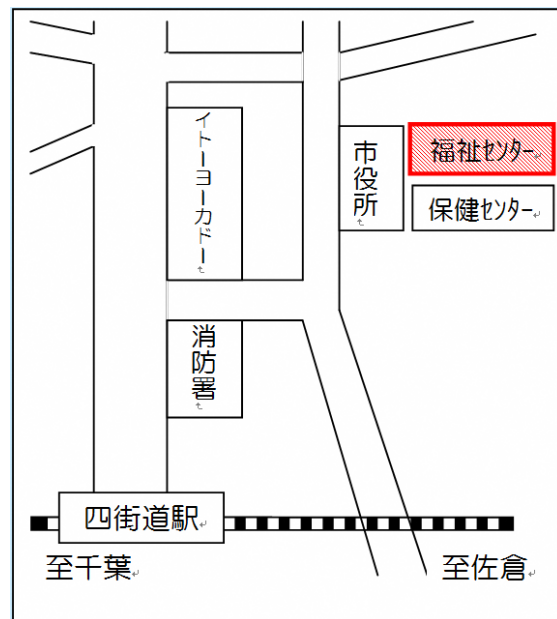


## 四街道市中央地域包括支援センター

**担当地区** 内黒田（316-28 から 85、735 から 748、968、973、989、990）、栗山（666 から 682、726 から 762、772-10 から 23 以外）、つくし座、さちが丘、鹿渡（鹿渡 1 区、すみれ台）、中央、大日、下志津新田、さつきヶ丘、鹿放ヶ丘、四街道、四街道 1 丁目、四街道 3 丁目、萱橋

**開所時間** 月曜日～土曜日 8:30～17:15  
 年末年始（12月29日～1月3日）、祝日を除く

**連絡先** 四街道市鹿渡無番地 総合福祉センター分館  
 電話 043-420-6070 FAX043-424-6707

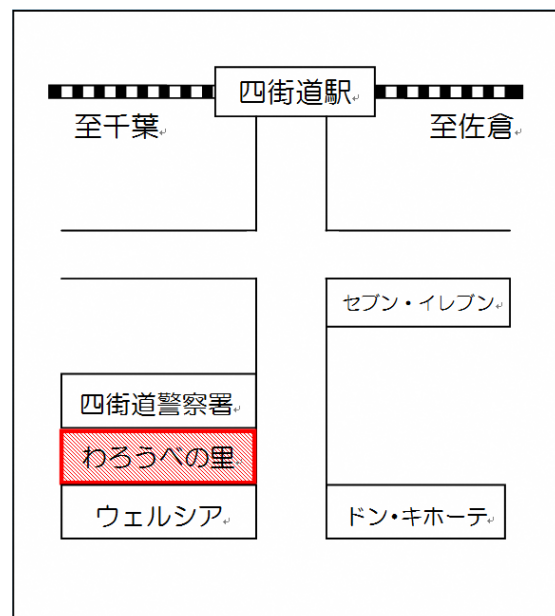


## 四街道市みなみ地域包括支援センター

**担当地区** 四街道 2 丁目、鹿渡（鹿渡、鹿渡 2 区、第 2 グリーンタウン、向南台）、みのり町、和良比、美しが丘、めいわ、小名木、吉岡、旭ヶ丘、鷹の台、みそら、山梨、成山、中台、中野、南波佐間、上野、和田、たかおの杜

**開所時間** 月曜日～土曜日 9:00～17:15  
 毎月第 4 月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）、祝日を除く

**連絡先** 四街道市和良比 635-4  
 南部総合福祉センターわろうべの里 2 階  
 電話 043-497-5165 FAX043-497-5166

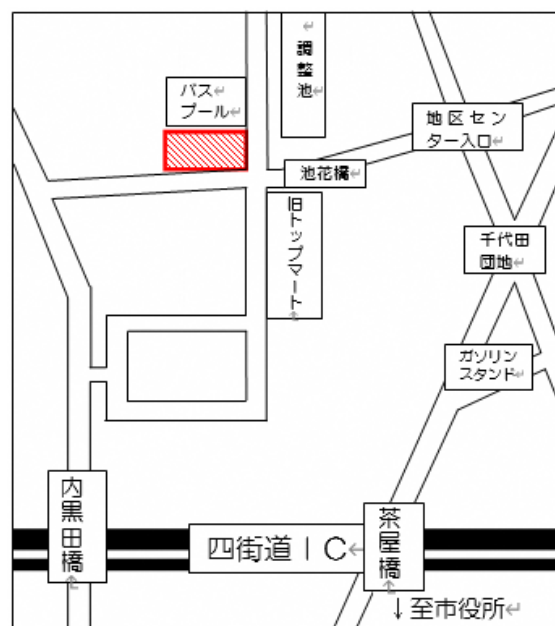


## 四街道市千代田地域包括支援センター

**担当地区** 亀崎、物井、長岡、内黒田（316-28 から 85、735 から 748、968、973、989、990 以外）、千代田、池花、もねの里、栗山（666 から 682、726 から 762、772-10 から 23）

**開所時間** 月曜日～土曜日 8:30～17:15  
 年末年始（12月29日～1月3日）、祝日を除く

**連絡先** 四街道市池花 2-22-4  
 電話 043-497-2430 FAX043-497-2431



## (5) 認知症相談

### ◇四街道市の相談先

四街道市中央地域包括支援センター	TEL 043-420-6070
四街道市みなみ地域包括支援センター	TEL 043-497-5165
四街道市千代田地域包括支援センター	TEL 043-497-2430
四街道市役所 高齢者支援課	TEL 043-421-6128

### ◇認知症に関する電話相談

ちば認知症相談コールセンター TEL 043-238-7731  
(県内のプッシュ回線の固定電話からは、局番なしの#7100)

・電話相談日 (月・火・木・土曜)

・面接相談日 金曜 (予約制)

※ 相談時間 10時～16時

認知症の人と家族の会 TEL 0120-294-456

月曜～金曜 10時～15時 ※祝祭日、夏季・年末年始を除く

若年性認知症コールセンター TEL 0800-100-2707

月曜～土曜 10時～15時 (水曜のみ 10時～19時) ※祝祭日、年末年始を除く

千葉県若年性認知症専用相談窓口(千葉大学医学部附属病院内) TEL 043-226-2601

月・水・金曜 9時～15時 ※祝祭日、年末年始を除く

### ◇街かど相談所 ※予約制 (受付時間 年末年始・祝日を除く月曜～金曜 9時～16時)

チェリーコートグループホーム	大日 526 番地 2	TEL 043-422-0621
四街道ケアセンターそよ風	物井 1596 番地 4	TEL 043-304-7411
グループホームよしおか	吉岡 1803 番地 5	TEL 043-310-5501
グループホームもののいの家	物井 1806 番地 12	TEL 043-421-2030
はなまるホーム四街道	鹿渡 593 番地	TEL 043-433-6670

### ◇認知症疾患医療センター (千葉県ホームページより R7 年 11 月時点)

認知症についての専門医療相談、鑑別診断等を行う医療機関。

※受診前に「かかりつけ医」に相談してください。

日本医科大学千葉北総病院	印西市鎌苅 1715	TEL 0476-99-0413
八千代病院	八千代市下高野 549	TEL 047-488-2071
千葉病院	船橋市飯山満町 2-508	TEL 047-496-2255
旭神経内科リハビリテーション病院	松戸市栗ヶ沢 789-1	TEL 047-330-6515
北柏リハビリ総合病院	柏市柏下 265	TEL 04-7110-6611
袖ヶ浦さつき台病院	袖ヶ浦市長浦駅前 5-21	TEL 0438-63-1119
浅井病院	東金市家徳 38-1	TEL 0475-58-1411
東条病院	鴨川市広場 1615	TEL 04-7093-6046
総合病院国保旭中央病院	旭市イの 1326	TEL 0479-63-8111
千葉ろうさい病院	市原市辰巳台東 2-16	TEL 0436-78-0765
千葉大学医学部附属病院 (千葉市指定)	千葉市中央区亥鼻 1-8-1	TEL 043-226-2736

◇認知症カフェ

認知症の方や家族、認知症に関心のある地域の方が団らんや情報交換する場です。

名称	住所	とき	費用	申し込み 問い合わせ
オレンジカフェ ちよだ	千代田 5-4 千代田中学校 地区地域福祉館	第 4 日曜 10 時～11 時 30 分 ※12 月のみ第 3 日曜	100 円 程度	千代田地域包括 支援センター 043-497-2430
オレンジカフェ りんごの樹	鹿渡 933-136 日替わり Café の店 りんごの樹	第 2 火曜 10 時～12 時	600 円 程度	中央地域包括 支援センター 043-420-6070
オンライン オレンジカフェ	オンライン (ZOOM開催)	第 3 水曜 10 時～11 時	無料 通信費は 自己負担	
T' s カフェ	大日 324-14	第 2 金曜 14 時～16 時	100 円 程度	
もくいち CAFE	大日 105-19 桜ヶ丘中央区 コミュニティセン ター	第 1 木曜 13 時 30 分～15 時 30 分	100 円 程度	
オレンジカフェ わろうべの里	和良比 635-4 わろうべの里	第 3 水曜 (3 月は第 4 水曜) 10 時～12 時	100 円 程度	みなみ地域包括 支援センター 043-497-5165
オレンジカフェ クローバー	つくし座 1-3-4 クローバーケア つくし座 デイサービス	偶数月 第 2 日曜 13 時 30 分～15 時 30 分	100 円 程度	クローバーケア つくし座 デイサービス 043-309-6951
オレンジカフェ のどか	千代田 5-36-9 アクティブのどか	第 1、3 土曜 9 時～12 時	300 円 程度	アクティブのどか 043-376-7896
オレンジカフェ みそら	みそら 2-16-1 みそら自治会 集会場	第 4 金曜 13 時 30 分～15 時	無料	みそら自治会集会場 043-432-9429
オレンジカフェ 旭ヶ丘	旭ヶ丘 1-9-13 旭ヶ丘自治会館	2 ヶ月に 1 回 第 3 または第 4 土曜 13 時 30 分～15 時 30 分	100 円 程度	旭ヶ丘自治会館 043-375-4686

※実施状況や費用などについては変わる可能性がありますので、事前にご確認の上ご参加ください。

## (6) 介護予防について

《問い合わせ先》

高齢者支援課

Tel 421-6128 Fax 424-2011

### 【各種健康講座】

介護予防についての講話や実技の講座を市政だより等で随時お知らせしています。

### 【週いち貯筋体操】

65歳以上の方が、週一回、身近な場所で身近な仲間と行う筋力強化体操です。各自の体力に合わせて手足につける重りを調節しながら自分たちで行います。

～体操実施の条件～

- ・週一回体操のできる場所がある
- ・週一回5人以上集まれる仲間がいる
- ・次の物品が準備できる(椅子、CDデッキ)

自治会・シニアクラブ等の団体で実施しています。

体験の申込み：社会教育課の生涯学習まちづくり出前講座のメニューに、「週いち貯筋体操の紹介」がありますので、ご利用ください。

## (7) 成年後見制度

《問い合わせ先》

高齢者支援課

Tel 421-6128 Fax 424-2011

判断能力が不十分な方は、財産の管理や福祉サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難だと考えられます。また、悪質な商法の被害に遭う恐れもあります。成年後見制度とは、本人の生活や権利を守るため、契約を本人に代わって行ったり（代理権）、本人が誤った判断で契約をした場合はその契約を取り消すことができる（同意権・取消権）などの権限を、家庭裁判所が選任した成年後見人等（補助人、保佐人、成年後見人）や任意後見人に与え、本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度です。

後見制度には、大きく分けて法定後見制度と、任意後見制度があります。

- ◇法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度
- ◇任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を決めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度

### 【成年後見制度の申立受付・相談】

千葉家庭裁判所（相談のみ）

Tel 043-333-5321

千葉家庭裁判所 佐倉支部

Tel 043-484-1243

### 【成年後見制度の相談、手続代行、成年後見人等の紹介】

- 千葉県弁護士会 千葉法律相談センター TEL 043-227-8954  
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部（千葉司法書士会）  
TEL 043-301-7831  
一般社団法人 千葉県社会福祉士会権利擁護センター 「ばあとなあ千葉」  
TEL 043-238-2866  
公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部（千葉県行政書士会）  
TEL 043-221-4192  
千葉県税理士会 成年後見支援センター TEL 043-242-6323  
一般社団法人 社労士成年後見センター千葉 TEL 043-307-5830

### 【任意後見契約について】

- 千葉公証役場 TEL 043-222-2876

### 【市長による審判請求手続】

65歳以上の方で、次のいずれにも該当する方について、市長による審判請求を行っています。

- ①判断能力が十分でないため日常生活を営むことに支障がある方
  - ②審判請求を自ら行うことが困難である方
  - ③配偶者又は2親等以内の親族による保護又は審判請求が期待できない方
  - ④本市の介護保険サービスを利用している、又は利用しようとしている方
- ※本人の収入、預貯金額等に応じ、申立費用の自己負担が発生する場合があります

## （8）成年後見人等への報酬費助成

収入や資産等の状況から、家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬を支払うことが困難な高齢者（65歳以上）の方に助成を行います。

《問い合わせ先》  
高齢者支援課  
Tel 421-6128 Fax 424-2011

### 【対象者と要件】

本市に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている方で、次の①又は②のいずれかに該当する方

- ①生活保護を受給している方
- ②次のいずれにも該当する方
  - ア 報酬付与の審判を請求した年度（4月から6月までの間に請求をした場合にあつては、前年度）分の市町村民税非課税世帯に属する方
  - イ 報酬付与の審判を請求した年の前年の年間収入額が150万円以下である方
  - ウ 報酬付与の審判の請求に係る財産目録に記載された現金、預貯金及び有価証券等換金可能な資産の合計額が100万円以下である方

- \*本市に居住していない場合においても、介護保険法に規定する住所地特例対象施設に入所されている方も対象となる場合があります。
- \*成年後見人等が成年被後見人等の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹であるときは助成の対象外となります。
- \*成年被後見人等が本市の住所地特例施設に入所したり、病院に長期入院したことにより本市に転入したときは助成の対象外となります。

#### 【対象費用】

上限額については、以下のとおりとなります。  
 在宅生活中の方：月額 28,000 円以内  
 施設入所中の方：月額 18,000 円以内

#### 【申請期限】

報酬付与の審判の決定があった日の翌日から起算して3ヶ月以内に申請して下さい。

## (9) 避難行動要支援者避難支援体制整備事業

#### 【内容】

平常時から地域住民同士で災害時の備えを行っていく事業です。

災害が起きたときに支援を必要とする方に対して、区・自治会、民生委員等の避難支援等関係者が協力して避難支援体制を整備します。

《問い合わせ先》  
 高齢者支援課  
 Tel 421-6128 FAX 424-2011

#### ◇対象者（避難行動要支援者）

災害時に自ら避難することが困難で、特に支援が必要と思われる、次の方が対象です。

- ① 要介護認定の要介護度が3～5と認定されている方
- ② 要介護認定の要介護度が1又は2と認定されているひとり暮らしの65歳以上の方

※上記以外でも、単独での避難が困難と思われる方は対象となります。ご相談ください。

#### ◇避難支援を受けるには

支援を希望する方は、高齢者支援課に備えてある「避難行動要支援者名簿登録申請書（調査票）兼情報提供同意書」を提出してください。

調査票の提出には、支援に必要な個人情報（氏名・生年月日・住所・電話番号等）を、区・自治会、民生委員等の避難支援等関係者へ情報提供することへ同意いただくことが前提です。

また、市ホームページからもダウンロードできます。いずれも困難な方は高齢者支援課まで連絡ください。

## (10) ふくしの総合相談窓口

従来の支援体制では対応が困難な、複合化・複雑化した支援ニーズに対して、属性を問わない包括的な支援体制を推進することを目指して設置された窓口です。

支援対象を問わず、多機関と連携して支援プランを策定し、相談者を適切な支援機関に橋渡しします。

さらに支援が届いていない人への継続的な働きかけや、社会参加が難しい方に向けた居場所づくりを行います。

また、どこに相談すればいいかわからない方のお話を伺い、適した支援機関につなぎます。

《問い合わせ先》  
ふくしの総合相談窓口  
(四街道市総合福祉センター分館)  
Tel 308-8070  
相談日：月曜～金曜  
8時30分～17時15分

### 相談事業の内容

#### 【多機関協働事業】

単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズに対する、事例の調整役を担うとともに、支援関係機関等と協力し、支援プランの策定等に取り組みます。

#### 【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、支援を届けるために継続的に働きかける伴走型支援を行います。

#### 【参加支援事業】

既存の社会参加に向けた事業に自力での対応ができない本人のため、地域の社会資源や支援メニューとのマッチングを行うなど、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。



## 2. 在宅福祉サービス

### (1) 緊急通報装置

自宅での病気、災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応するために、緊急通報装置を設置します。

《問い合わせ先》

高齢者支援課

Tel 421-6128 Fax 424-2011

【システム】・24時間365日、看護師・相談員が通報を受け、健康・医療の相談やアドバイスをを行います。

- ・必要に応じて、近所の方（協力員）や親族の方にご連絡・駆けつけ依頼をします。
- ・緊急時には、救急車の出動要請をします。
- ・月に1回、受信センターから連絡が入り、安否の確認をします。

【対象者】①ひとり暮らしのおおむね65歳以上の方

②要援護高齢者（介護者が病弱など一人暮らしに準ずると認められる方）

※①または②に該当する方で、緊急通報装置の設置目的を理解し、本装置の操作ができる方

【設置機器】本体及びペンダント型送信機

※機器は貸与ですので、不必要となった時、対象外となった時は、返却していただくことになります。また、紛失・破損した場合の費用は、利用者負担となります。

【費用】市民税課税状況に応じて、一部負担金がかかります。

### (2) 福祉タクシー

65歳以上のねたきり高齢者等が、交通手段として市が契約したタクシー会社のタクシーを利用する際、乗車料金の一部を助成しています。

《問い合わせ先》

高齢者支援課

Tel 421-6128 Fax 424-2011

【対象者】①65歳以上のねたきり状態（日常生活自立度B・Cランク）の方

②要介護認定を受けた第2号被保険者のうちねたきり状態（日常生活自立度B・Cランク）の方

※市内にお住まいの方が対象です（市外の施設入居者は対象外）

Bランク…何らかの介助を要し、ベッド上での生活が主体であるが、座位はとれる方

Cランク…1日中ベッド上で過ごし、排泄や着替えの介助を要する方

【利用方法】市が契約したタクシー会社のタクシーを利用する際、タクシー利用券を使用することにより、助成額分が割り引かれます。（前もって、タクシー利用券の交付申請が必要です。）

【助成額】乗車1回の料金の半額（助成額の上限：1,000円）、年間72枚まで

※身体障害者手帳1・2級の方は、障がい者支援課で手続きをしてください。

### (3) 介護用品

介護保険の要介護3から5の認定を受けた住民税非課税世帯の方で、常時紙おむつや尿とりパットを使用している市内に住所を有し居住している方に、介護用品引換券をお渡しします。

※ 介護施設（特養・老健）に入所中または入院中の方は対象外となります。

【購入できるもの】 紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、おしり拭き



#### 【給付額】

対 象 者	給 付 額
要介護3（非課税世帯）	月額 4,000 円（3ヶ月 12,000 円分）
要介護4・要介護5（非課税世帯）	月額 8,000 円（3ヶ月 24,000 円分）

#### 【その他】

- ・ 市民税課税世帯の方は、本人が非課税であっても給付の対象外となります。
- ・ 申請のあった翌月分から支給対象となります。
- ・ 以降、継続対象の方は、定期的（4月、7月、10月、1月）に3ヶ月分ずつ発送します。
- ・ 生活保護を受給している方、障がい福祉制度（日常生活用具）で補助対象となる方は対象外となります。

### (4) 見守りシール

認知症の方が道に迷われた時のために使っていただけのシールです。発見者がシールに記されている二次元コードを読み取ることで、お互いの個人情報を開示せずに家族の方と直接連絡を取っていただけるシステムです。高齢者の保護からご帰宅まで円滑に行うことができます。

《問い合わせ先》

高齢者支援課

Tel 421-6128 Fax 424-2011

【対象者】 ①～③を全て満たす方

- ① 介護保険の被保険者で市内に住民票があり、かつ、在宅生活をしている方
- ② 認知症等の影響により、外出した際に家に帰れなくなる恐れがある方
- ③ 見守りシール読み取り時にメールを受信し、対応できる介護者等がいる方

【支給内容】 見守りシール 30 枚（耐洗ラベル 20 枚、蓄光シール 10 枚）

【費用】 無料 ※追加購入の場合は実費

### 3. 施設入所を希望する方へ

#### (1) 養護老人ホーム

入所できるのは、65歳以上（特別の場合は60歳以上）の高齢者で、生活環境上及び経済的理由により家庭での生活が困難な方です。また、この老人ホームへの入所は、本人及び同居の家族の収入が少ない方（市民税非課税）に限られています。

《問い合わせ先》

高齢者支援課

Tel 421-6128 Fax 424-2011

【入所手続】入所を希望する方は、高齢者支援課を通じて、入所判定を受ける必要があります。

【費用】本人及び扶養義務者の収入に応じて、それぞれ入所に要する費用の一部（又は全部）を徴収します。



《市内施設》 四街道老人ホーム 〒284-0001 四街道市大日 2132-4 Tel 423-4119

#### (2) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

常時介護が必要で、自宅では介護が受けられない方が対象の施設です。食事、入浴、排せつなど日常生活の介護や健康管理を受けられます。

※原則、要介護3～5の方が利用できます。

【入所手続】入所の相談、お申込みは施設へ直接申し込んでください。

【費用】施設によって異なります。

《市内施設》	あすみの丘	〒284-0001	四街道市大日 1623-1	Tel 421-5188
	あさひ園	〒284-0022	四街道市山梨 1488-1	Tel 432-6382
	まごころ館四街道	〒284-0037	四街道市中台 498-1	Tel 312-5556
	四街道苑	〒284-0008	四街道市鹿放ヶ丘 593-3	Tel 304-8161
	からたち	〒284-0001	四街道市大日 595-1	Tel 312-3111
	四街道陽光園	〒284-0008	四街道市鹿放ヶ丘 291-4	Tel 310-6107

### (3) 特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)

常時介護が必要で、自宅では介護が受けられない方が対象の施設です。食事、入浴、排せつなど日常生活の介護や健康管理を受けられます。

※原則、要介護3～5の方が利用できます。

※地域密着型介護老人福祉施設の利用は、四街道市の住民に限ります。

【入所手続】入所の相談、お申込みは施設へ直接申し込んでください。

【費用】施設によって異なります。

＜＜市内施設＞＞ 赤かぶ園四街道 〒284-0011 四街道市亀崎 1260-12 TEL 304-1866  
リバーサイド 〒284-0042 四街道市小名木 101-9 TEL 310-6660

### (4) 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。

※要介護1～5の方が利用できます。

【入所手続】入所の相談、お申込みは施設へ直接申し込んでください。

【費用】施設によって異なります。

＜＜市内施設＞＞ 栗の郷 〒284-0027 四街道市栗山 906-1 TEL 421-6881  
のぞみ 〒284-0001 四街道市大日 1685-10 TEL 421-6868  
四街道徳洲苑 〒284-0032 四街道市吉岡 1830-1 TEL 382-7002

### (5) 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。

※要介護1～5の方が利用できます。

【入所手続】入所の相談、お申込みは施設へ直接申し込んでください。

【費用】施設によって異なります。

＜＜市内施設＞＞ なし

## (6) 軽費老人ホーム

家庭環境、住居事情等の理由により、家庭での生活が困難な方に対して低額な料金で、給食その他日常生活上必要な便宜を提供する施設です。

千葉県内の軽費老人ホームには、「A型」と「ケアハウス」があります。

【入居手続】入居の相談、お申込みは施設へ直接申し込んでください。

【費用】本人の所得によって異なります。

### 軽費老人ホーム（A型）

60歳以上（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）で、利用者の生活に充てることのできる資産、所得、仕送り等の収入が利用料の2倍（月およそ34万円）程度以下の者であって、身寄りのない方または家庭の事情によって家族との同居が困難な方が入居できる施設です。

〈〈市内施設〉〉 なし

### ケアハウス

60歳以上（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）で、身体機能の低下等が認められ又は高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方が低額な料金で利用できる施設です。

入居者の生活相談、入浴サービス、食事サービスの提供を行うとともに、緊急時の対応を行うこととしており、入居者の虚弱化の進行に対しては、介護保険サービス等の利用によって対応していくことにしています。

〈〈市内施設〉〉 ろうたす 〒284-0001 四街道市大日 1623-1 TEL 424-8030  
せきれい 〒284-0037 四街道市中台 134 TEL 432-7007

## (7) グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

※要支援2、要介護1～5の方が利用できます。

※認知症対応型共同生活介護の利用は、四街道市の住民に限ります。

【入居手続】入居の相談、お申込みは施設へ直接申し込んでください。

【費用】施設によって異なります。

＜＜市内施設＞＞	四街道ケアセンターそよ風		
	〒284-0012	四街道市物井 1596-4	TEL 304-7411
	チェリーコートグループホーム		
	〒284-0001	四街道市大日 526-2	TEL 422-0621
	グループホームよしおか		
	〒284-0032	四街道市吉岡 1803-5	TEL 310-5501
	グループホームもののいの家		
	〒284-0012	四街道市物井 1806-12	TEL 421-2030
	はなまるホーム四街道		
	〒284-0003	四街道市鹿渡 593	TEL 433-6670
	愛の家グループホーム四街道物井		
	〒284-0012	四街道市物井 1252-4	TEL 290-9541

## (8) 有料老人ホーム

所得が比較的に高い一般の高齢者を対象とし、給食、その他日常生活上必要な便宜を図る施設です。

なお、この施設は、老人福祉施設ではありませんが、特定施設入所者生活介護として指定を受けた施設では、介護保険制度における介護サービスを受けることができます。

【入居手続】入居の相談、お申込みは施設へ直接申し込んでください。

【費用】施設によって異なります。

＜＜市内施設＞＞	チェリーコート四街道		
	〒284-0001	四街道市大日 526-22	TEL 422-0321
	アンダンテ四街道		
	〒284-0001	四街道市大日 509-1	TEL 422-0433
	ありがとうホーム和良比		
	〒284-0044	四街道市和良比 952-137	TEL 235-8472
	宅老所 ひとあい		
	〒284-0003	四街道市鹿渡 1116-5	
		大山グリーンハイツ	TEL 310-7382
	イリーゼ四街道		
	〒284-0016	四街道市もねの里 4-28-1	
			TEL 304-3051

## (9) サービス付高齢者向け住宅 (サ高住)

「高齢者の居住の安定確保に関する法律 (高齢者住まい法)」の改正に伴い、介護認定が自立あるいは要支援・要介護高齢者を受け入れています。

日中は生活相談員が常駐し、入居者の安否確認やさまざまな生活支援サービスを受けることができます。

※生活相談の中には介護サービスは含まれていません。訪問介護など介護が必要な場合は、外部業者と個別に契約が必要となります。

【入居手続】 入居の相談、お申込みは施設へ直接申し込んでください。

【費用】 施設によって異なります。

### <<市内施設>> 天賀四街道

〒284-0001 四街道市大日 2214-62 Tel 312-3013

### まごころ館四街道

〒284-0037 四街道市中台 501-1 Tel 312-8935

### コープみらいえ四街道

〒284-0001 四街道市大日 1793-15 Tel 304-9266

### ラ・ヴィスタ四街道

〒284-0043 四街道市めいわ 2-29-20 Tel 497-4231

### プチモンド四街道

〒284-0044 四街道市和良比 254-20 Tel 312-2411

### メディカルホーム四街道

〒284-0008 四街道市鹿放ヶ丘 593-1 Tel 370-3151



## 4. 高齢者の医療と健康

### (1) 後期高齢者医療制度

75歳以上の方と、一定の障がいがあり加入手続きをした65歳以上75歳未満の方の医療制度です。

《問い合わせ先》  
国保年金課  
Tel 421-6126 Fax 424-8931

#### 【内 容】

#### ◇一部負担金

医療を受けた場合の自己負担は、所得に応じて1割・2割または3割負担となります。1ヶ月の医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合は、高額療養費の支給が受けられます。

#### ◇一部負担金の上限

マイナンバーカードの保険証利用登録を行っている場合は、医療機関等でマイナンバーカードを保険証として利用すると、オンライン資格確認の仕組みにより窓口での医療費の支払いが自己負担限度額までに抑えられます。

マイナンバーカードをお持ちでない、またはマイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない場合は、資格確認書に限度額区分を併記することで、窓口での医療費の支払いが自己負担限度額までに抑えられます。資格確認書に限度額区分を併記することをご希望の場合は市役所での申請が必要です。

#### ◇入院時食事代

住民税非課税世帯の方は、入院時のお食事代が減額されます。

マイナンバーカードの保険証利用登録を行っている場合は、医療機関等でマイナンバーカードを保険証として利用すると、オンライン資格確認の仕組みによりお食事代が減額されます。

マイナンバーカードをお持ちでない、またはマイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない場合は、資格確認書に限度額区分を併記することでお食事代が減額されます。

なお、長期入院該当となる方は、さらに減額されます。認定を受けるためには、市役所での申請が必要です。

※長期入院該当は、住民税非課税世帯の方で区分Ⅱの方が対象です。

申請月より過去1年間の入院日数が91日（後期高齢者医療制度に加入する前の保険分も含む）以上となった場合、申請月の翌月から該当します。

## (2) 訪問歯科診療

印旛郡市歯科医師会四街道地区では、「歯科診療を受けたいけれど、病気等で通院できなくなった方」を対象として、訪問歯科診療事業を実施しています。

《問い合わせ先》  
四街道地区訪問歯科係  
(医療法人祥仁会 訪問部)  
Tel 424-4618  
月曜～金曜 10時～19時  
土曜 10時～18時

- 【対象】 歯科医療機関へ通院ができない方  
【内容】 むし歯や歯周病の治療、入れ歯の作製・調整・修理、口腔機能回復など  
【費用】 医療保険・介護保険の扱いとなります。

## (3) 健康増進のために

《問い合わせ先》  
健康増進課  
Tel 421-6100 Fax 421-2125  
国保年金課  
Tel 421-6126 Fax 424-8931

### 【検診・健診】

◇以下の検診・健診を実施しています。年齢によって受けられる検診・健診が異なります。日時・会場等の詳細については、市政だより・ホームページでご確認ください。

検診項目：胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・特定健診(健康診査)・  
肝炎ウイルス検診・乳がん検診・子宮頸がん検診・骨粗しょう症検診・  
おとなの歯科健診



検診・健診

### 【歯・口腔相談】

◇歯科医師による歯科健診・相談、歯科衛生士による歯みがきについてのアドバイス  
会場：保健センター  
日時については、お問い合わせください【予約制】



歯・口腔相談

申し込みフォーム

### 【健康相談】

◇保健師・看護師・栄養士によるからだやこころの相談

- ・ 血圧測定
- ・ 尿検査
- ・ 健康診断の結果説明や食事相談
- ・ 味噌汁の塩分濃度測定
- ・ 体組成計による測定 (該当日のみ)

会場：保健センター  
日時については、お問い合わせください【予約制】



健康相談

申し込みフォーム

## (4) 予防接種(B類疾病定期接種)

市では、感染症予防として定期接種を実施しています。  
実施時期等の詳細については、市政だより・ホームページをご確認ください。

### 【高齢者インフルエンザ予防接種】

- ◇インフルエンザ発病後の重症化予防のため、予防接種を行っています。(自己負担金あり)
- ◇対象は、接種当日満65歳以上の方となります。

### 【高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種】

- ◇新型コロナウイルス感染症発病後の重症化予防のため、予防接種を行っています。(自己負担金あり)
- ◇対象は、接種当日満65歳以上の方となります。

### 【高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種】

- ◇肺炎球菌による肺炎の重症化予防のため、肺炎球菌ワクチン予防接種を行っています。  
(自己負担金あり)
- ◇対象は、65歳の方となり、65歳を迎えた翌月に市から予診票と案内通知が届きます。

### 【高齢者带状疱疹ワクチン予防接種】

- ◇带状疱疹の発症予防・重症化予防のため、予防接種を行っています。(自己負担金あり)
- ◇対象は、年度末時点の年齢が65, 70, 75, 80, 85, 90, 95, 100歳の方となります。対象の方は、4月に市から予診票と案内通知が届きます。



## 5. 社会福祉協議会によるサービス

### (1) 福祉カー・車いす

障がいのある方や高齢者などの社会参加を促進する目的で、福祉車両や車いすの貸出しを行っています。外出や通院などにご利用いただけます。

《問い合わせ先》  
四街道市社会福祉協議会  
〒284-0003 四街道市鹿渡無番地  
(総合福祉センター1階)  
Tel 422-2945 Fax 422-2807

#### ① 福祉カー

##### 【スロープ付きワゴン車】

車いすに乗ったままで車への乗り降りができるように、車の後部にスロープ装置がついています。スロープは簡単に操作できます。また、車いすは走行中、動かないように固定できます。

##### 【車種】

車種	バネット
運転免許証	普通免許証
車の排気量	ガソリン(1600cc)
車のサイズ	全長約 4.4m・高さ約 1.9m
乗車定員	定員 6名(車いす 2台含む)

##### 【利用条件】

市内に住んでいる方で、①障がいのある方②65歳以上の高齢者③社会福祉団体、社会福祉施設のいずれかに該当する方が利用し、運転者の年齢が75歳未満であること。

##### 【貸出期間】

ひと月4日以内(運転手は利用者が手配してください。)

##### 【利用料】

無料(返却の際に使用した量の燃料の補給と清掃をお願いします。)

##### 【申込み】

- ・利用日の7日前までにお申し込みください。1ヶ月前より受け付けています。
- ・手続きには、運転する方の運転免許証の写しが必要となります。また、障害者手帳をお持ちの方は、手帳の写しが必要です。

## ② 車いす

総合福祉センター・南部総合福祉センター及び郵便局において、車いすの貸出しを行っています。お気軽にお問い合わせください。

### 【利用条件】

市内に居住し、病気、けが等の理由により、一時的に車いすを必要としている方

※他法優先のため、介護保険法等により、車いすを借りられる方は対象外です。

ただし、他法の手続きに時間を要する場合は、その期間について貸出しを行います。

### 【貸出期間】

原則として1ヶ月以内

### 【利用料】

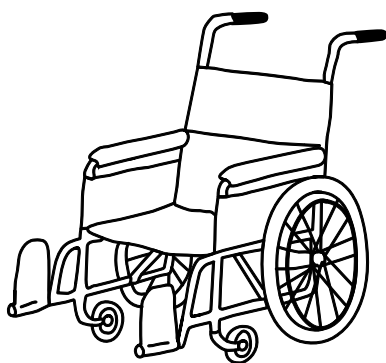
無料

### 【その他】

車いすの運搬は行っていません。

### 【申込み】

社会福祉協議会(総合福祉センター内)、南部総合福祉センター、市内郵便局にて受付をしています。貸出申請書をご提出ください。貸出申請書は社協ホームページからもダウンロードできます。印刷してご使用ください。



## (2) にこにこサービス

「困ったときはおたがいさま」をモットーに、地域の住民の参加と協力により行われる会員制の有償ボランティア活動です。

高齢者や障がいのある方、出産前後の方などで、本人やご家族の努力だけでは補いきれない日常の家事などのご負担を軽減するためのお手伝いをします。

※家事代行業者とは異なります

### 【会員】

◇利用会員：65歳以上の方、障がいのある方、出産前後等の方で、日常生活上の家事的部分の困りごとが、本人やご家族等の努力だけでは解決が困難な方

◇協力会員：本市に住所を有し、心身共に健全で社会福祉及びこの事業に理解があり、熱意を持って事業に協力してくださる方

※事前研修（同行訪問含む）あり。安心して活動できます。

【サービス内容】

- ・食事作り
- ・衣類等の洗濯
- ・家の中の掃除
- ・生活必需品の買物
- ・代筆及び代読
- ・外出の付き添い
- ・話し相手

【サービス時間】 原則として月曜～金曜の8時30分～17時  
※祝日・年末年始はお休みです。

【利用料】 1時間700円（以降30分ごとに350円）  
※あらかじめサービス券を購入していただきます。

【その他】 利用料以外に交通費が必要な場合があります。



### (3) 老人福祉センター

60歳以上の方が利用できます。

【場 所】総合福祉センター2階  
南部総合福祉センターわろうべの里2階

【開館時間】9時～21時

【休館日】第4月曜、年末年始

＜木曜ふれあい広場＞ ＊総合福祉センターでの開催

木曜日に、福祉センター和室でボランティアの皆さんが舞踊、民謡、詩吟等を披露しています。自由参加の「飛び入り」コーナーもあり、高齢者の憩いの場として好評です。

【開 催】第2・4木曜 13時～15時（年3回程度開催予定）

※開催に関して変更がある場合があります。

＜老人福祉センターの主催講座及び同好会＞

高齢者の健康の増進と社会参加を目的として趣味教養講座を設け、それぞれに講師をお迎えして、各講座を開催しています。また、高齢者どうしの同好会活動として、茶道、俳句、囲碁、将棋、太極拳、健康体操、ダーツ、手芸、大正琴、書道、等の各同好会が自主活動をしています。

いずれも経験を問わず、初心者大歓迎です。

問合せ：総合福祉センター ☎043-423-2940

南部総合福祉センターわろうべの里

☎043-433-6201



## (4) 生活福祉資金

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金等の貸付けを審査のうえ行います。また、本貸付制度では、生活困窮者自立支援法に基づく支援等との連携により資金の貸付けによる経済的な援助にあわせて、地域の民生委員が資金の借入から返済まで支援を行います。

※貸付利子・貸付期間等、貸付条件の詳細については、社会福祉協議会にお問い合わせください。

※なお、審査の結果、貸付に至らない場合（不承認）もあります。

資 金 種 類		貸 付 限 度 額
福祉資金	低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金	
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	580万円以内 ※以下は貸付上限額の目安
	生業を営むために必要な経費	460万円
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円
	障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円

(前頁からのつづき)		資 金 種 類	貸 付 限 度 額
福祉資金	福祉費	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円
		冠婚葬祭に必要な経費	50万円
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円
		就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円
		その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円
	緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・給与等の盗難によって生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10万円以内
教育支援資金		低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金	
	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内 ※条件により増額可
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内
不動産担保型生活資金			
	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の7割程度 月額30万円以内
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割） ・貸付基本額の範囲内（生活扶助額の1.5倍以内）

## (5) 日常生活自立支援事業

高齢者や障がい者が自立した地域生活をおくるために、支援する事業です。

【利用条件】 市内に居住している高齢者で、利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる方。

【利用方法】 四街道市社会福祉協議会までお申し込みください。

### 援助するサービス内容

#### 【福祉サービス利用援助】

- ① 福祉サービスの利用に関する情報の提供や助言
- ② 福祉サービスを利用する際の手続きの援助
- ③ 福祉サービスの苦情を解決するための手続き援助

#### 【財産管理サービス】

- ① 日常的な生活費に必要な預貯金の預け入れや払い戻しの手続き
- ② 公共料金、税金、医療費等の支払いの手続き
- ③ 年金、手当等の受領確認

#### 【財産保全サービス】

大切な財産を金融機関の貸金庫に保管します。

(預貯金の通帳、保険証書、不動産権利証、契約書、実印等)

#### 【その他】

虐待をはじめ、権利侵害等の相談については、その問題解決にむけて、関係機関との調整を行います。

#### 【利用料金】

区 分	料 金
会 費	月額 300 円
財産保全サービス	月額 250 円
福祉サービス利用援助 財産管理サービス	援助時間が 1 時間 30 分未満まで 1,500 円 (以降 30 分を越えるごとに 500 円加算)
生活支援員の交通費 (生活支援員の自宅から利用者 宅を訪問する往復の移動時間)	30 分未満 無 料 30 分以上 1 時間未満 500 円 1 時間以上 1,000 円



## (6) 生活困窮者自立相談支援窓口 くらしサポートセンター『みらい』

働きたいけれど働けない、住むところがない、ひきこもりの家族がいる、など生活全般にわたる困りごとの総合相談窓口です。

相談は、電話、来所、訪問などの方法で受け付けています。

《問い合わせ先》  
くらしサポートセンター『みらい』  
(四街道市総合福祉センター3階)  
Tel 421-3003 Fax 422-2807  
相談日：月曜～金曜 9時～17時

### 【自立相談支援事業】

◇仕事や日常の暮らし、家族に関することの相談に応じ、どのような支援が必要か、支援員と一緒に考えます。具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けて支援します。

### 【就労準備支援事業】

◇「社会に出ることに不安がある」「他人とうまくコミュニケーションできない」といった理由ですぐに職に就くことが難しい方に対し、6ヶ月から1年を上限に、プログラムに沿って一般就労に向けたサポートや就労機会の提供を行います。

### 【家計改善支援事業】

◇家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせんなどを行い早期の生活再生をサポートします。

### 【その他の事業・連携】

◇フードバンク事業：「今日明日の食べる物が無い」などの緊急時に、必要に応じて市民や企業から寄付された食料を提供します。

## 6. その他関連分野について

### (1) 家庭ごみの戸別収集

介護認定を受けている方や障害者手帳を所持している方でごみ集積所へのごみ出しが困難で、他の方から協力が得られない方に対し、「家庭ごみの戸別収集」を行っています。

《問い合わせ先》  
クリーンセンター  
Tel 432-8527

【対象者】	【申請先】	申請方法
① 65歳以上の単身者又は65歳以上の者のみで構成されている世帯の方で、介護保険法の規定により要介護又は要支援と認定されている方	高齢者支援課 Tel 421-6128	各申請先へ申請書類を提出。  【申請書類】 ○戸別収集申請書
②次のア～ウのいずれかに該当する、単身者又は当該者のみで構成されている世帯の方 ア. 身体障害者手帳1級又は2級 イ. 療育手帳㊦又はA ウ. 精神障害者保健福祉手帳1級	障がい者支援課 Tel 421-6122	※戸別収集の可否を決定するため、申請の際に聞き取り調査（実態調査）を行います。 <u>申請は、本人又は本人の状況が詳しく分かる方が行ってください。</u>
③その他市長が必要と認める方	クリーンセンター Tel 432-8527 廃棄物対策課 Tel 421-6132	

### (2) 長寿のお祝い

四街道市では、100歳・95歳・90歳になられた方を対象に、長寿のお祝いをしており、100歳の方へはお祝い状と記念品が、95歳・90歳の方へはお祝い状が贈られます。（誕生日までに2年以上四街道市の住民基本台帳に登録されている方）

《問い合わせ先》  
社会福祉課  
Tel 421-6121 Fax 424-8931



### (3) 四街道市シルバー人材センター

高齢なため就職が難しいという方や、豊かな経験や能力を生かして社会に役立つ仕事をしたい方に、就業の機会を確保・提供し、生きがいの充実や社会参加を図っていくことを目的に設立された公益社団法人です。

主な仕事は次のとおりです。

《問い合わせ先》  
公益社団法人  
四街道市シルバー人材センター  
〒284-0044 四街道市和良比 181-37  
(和泉内科医院 隣り)  
Tel 497-5080 Fax 497-5068

職種	仕事の内容
事務・整理	宛名書き、毛筆筆耕、賞状書き、ハガキ印刷など
管理	駐輪場業務、公園作業、夜間受付、駐車場業務など
技能	植木の手入れ、障子・襖・網戸の張り替え、包丁研ぎなど
軽作業	清掃、除草、植木の水やり、ポスティング、蜂の巣駆除など
サービス	家事手伝い、日常生活支援、電球交換など

※これ以外にも扱える仕事がありますので、ご相談ください。

#### ◇働きたい方

四街道市内にお住まいで60歳以上の健康で働く意欲がある方ならば、どなたでも入会できます。(年度会費 3,000円)

### (4) 千葉県生涯大学校

55歳以上の方々が、広く仲間づくりを図ることによって、地域活動に役立つ知識を身につけ、社会参加による生きがいの高揚に資すること及びボランティア活動、自治会の活動の担い手となることを促進する目的で、県内6地域に設置されています。

園芸まちづくりコース・陶芸ボランティアコース・地域ささえあいコース・千葉ふるさとづくりコース・ふるさとささえあいコース(各コース2年制)・地域活動専攻科(1年制)の6コースに分かれており、コース別学習となります。

入学料は無料ですが、授業料のほか、材料費、実習に係る校外学習に要する交通費等は個人負担となります。

《問い合わせ先》  
千葉県生涯大学校事務局  
〒260-0801 千葉市中央区仁戸名町 666-2  
Tel 266-4705

※入学案内(願書)は、例年11月頃、社会福祉課窓口でも配布しています。

令和8年度の学生募集は2月に終了しています。

## (5) シニアクラブ

シニアクラブは、地域を基盤とし、高齢者の皆さんの日常生活を健全で豊かなものにするための自主的な組織です。

シニアクラブは、仲間づくりを通して、趣味などの生きがいや健康づくりといった生活を豊かにする活動や、知識や経験を生かし、地域を豊かにする社会的な活動にも取り組み、会員相互の親睦を図りながら、市内各地域で活発に活動しています。

また、これらのシニアクラブが集合して、四街道市シニアクラブ連合会が組織され、主催行事として、グラウンド・ゴルフ大会、囲碁・将棋大会、芸能大会、作品展などを開催し、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上を目指して活動しています。

《問い合わせ先》

四街道市シニアクラブ連合会事務局  
(四街道市総合福祉センター分館)  
月曜・水曜・金曜のみ窓口開庁  
Tel 376-9906

## (6) 高齢者大学

市内各公民館では、65歳以上の方を対象に「楽しい老後と生きがいの再発見」をめざし、楽しくわかりやすい高齢者大学講座を開いています。開講期間は年間を通して行っています。

**四街道公民館「長寿大学」 千代田公民館「福寿大学」 旭公民館「あさひ寿大学」**

※申し込み方法等、詳細については、各公民館にお問い合わせください。

《問い合わせ先》

四街道公民館 Tel 422-2926  
千代田公民館 Tel 422-4151  
旭公民館 Tel 432-6371

## (7) 国民保養センター 鹿島荘

鹿島川を望む緑豊かな高台に位置し、大広間(65畳)、和室3室(9畳、12畳、12畳)、ロビー等を完備して、市民の皆様の憩いの場として広く利用されています。

市内在住かつ60歳以上の方は、年齢を証明できるものをお持ちになれば無料でご利用いただけます。部屋の利用は申し込みが必要です。

《問い合わせ先》

国民保養センター 鹿島荘  
〒284-0023 四街道市みそら 3-625-7  
Tel 432-8725

【開館時間】 9時～17時

【休館日】 毎週月曜(月曜が祝日の場合はその翌日)  
年末年始(12月28日から1月4日まで)

# 「ふくし」 高齢者福祉ガイド《2026年度版》

発行：2026年4月

発行元：四街道市 福祉サービス部 高齢者支援課

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

TEL 043 - 421 - 6128

FAX 043 - 424 - 2011